

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月1日認可した。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒木地区
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西横田地区